

## 未熟児養育医療自己負担額

①医療費総額（10割）			
②健康保険者負担額 （約8割）	①-②（約2割）		
	未熟児養育医療 町負担分	徴収基準月額（徴収基準加算月額） ※世帯の町民税額に応じて決定される	
		子ども医療費 ひとり親家庭等 医療費助成額	自己負担額 （入院 月1000円 14日未満500円）

※上記医療費には、保険適用とならない治療費や部屋代・差額ベッド代・オムツ代は含まれません。こちらは医療機関にお支払いいただくことになります。

自己負担額は月ごとの請求となり、1か月の入院日数により日割り計算を行います。

例) 徴収基準月額が34,800円の方が4月1日から4月20日まで入院された場合  

$$34,800 \text{円 (徴収基準月額)} \div 30 \text{日 (その月の日数)} \times 20 \text{日 (入院日数)}$$

$$= 23,200 \text{円 (自己負担決定額)}$$

※子ども医療費・ひとり親家庭医療費等の医療費助成受給資格をお持ちの場合は、上記自己負担額に、各医療費助成制度の一部負担金（入院は1医療機関につき月額1,000円、14日未満の入院の場合500円）を適用することができます。

$23,200 \text{円} - 1,000 \text{円} = 22,200 \text{円}$ は医療費助成により控除され  
 自己負担額は1,000円となります。